

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

平成28年10月7日
広域系統整備委員会事務局

■これまでの主な経緯

- **第1回広域系統整備委員会(平成27年4月24日)**
 - ・ 計画策定プロセスの進め方等のご議論
- **第5回広域系統整備委員会(平成27年9月14日)**
 - ・ 費用負担の考え方、特定負担額・一般負担額の試算のご議論
 - ・ 基本要件及び受益者の範囲(案)のご議論
- **第9回～第14回広域系統整備委員会(平成27年1月29日～平成28年6月24日)**
 - ・ 短工期対策のご議論
- **第13回～第14回広域系統整備委員会(平成28年5月27日～6月24日)**
 - ・ 実施案等の提案概要、評価(増強の完了時期、工事費を除く)
- **第15回～第16回広域系統整備委員会(平成28年7月29日～8月31日)**
 - ・ 実施案等の評価
 - ・ 費用負担割合案の検討

■今回ご議論等いただきたい事項

- I. 電気供給事業者への費用負担割合案の同意確認(契約事項)について

I . 電気供給事業者への費用負担割合案の 同意確認(契約事項)について

1. 契約事項の方向性

(1) 前回までの委員会で示した契約事項の方向性

- 事業実施主体である東北電力から、応募事業者と契約協議等が遅延すると、工事完了時期の遅延につながるリスクがあるとして、当委員会で議論を求められ、前回までの委員会で、以下の項目について契約の方向性を示している。

(工事費負担金の支払方法)

工事費負担金の支払は、工事着手までに一括払いを原則とし、金融機関の債務保証がある場合に、分割前払いを東北電力と協議できる。

(応募事業者が事業を取り止める・辞退する場合の対応)

辞退する場合であっても工事費負担金相当を負担いただく。

(工事費増加時の取り扱い)

託送供給等約款に基づき、「工事完成後にすみやかに精算」する。

- これらの方向性は、複数の応募事業者が特定負担して当該増強設備を利用することを考慮し、ある応募事業者の辞退が、応募を継続する事業者又は一般負担に影響を与えない(広域系統整備計画及び他の応募事業者の特定負担額に影響を与えない)よう検討したもの。

(2) 契約事項の方向性

(工事費負担金の支払方法)

- 送配電等業務指針において、工事費負担金は、工事着手までに一括支払いを原則とし、工事が長期にわたる場合には、支払い条件の変更について協議できることとしている。本広域系統整備計画は、長期にわたる工事であることから、一般送配電事業者は、合理的な範囲で支払い条件に応じる必要がある。
- しかし、仮に倒産等による不払いが生じた場合、回収が困難であり、且つ、複数の応募事業者がいる中で広域系統整備計画を中止することも適当でない。これにより、東北電力の一般負担となり、東北エリアの需要家の負担につながらないように、単に長期にわたる工事であることだけをもって、支払い条件を変更することは適当でない。
- このため、工事費負担金の支払は、工事着手までに一括払いを原則とし、金融機関の債務保証がある場合に限り、分割前払いを東北電力と協議できることとしてはどうか。

(応募事業者が事業を取り止める・辞退する場合の対応)

- 広域系統整備計画決定以降、応募事業者が事業を取り止める・辞退する場合の広域系統整備計画への影響を防ぐため、広域系統整備計画決定後速やかに、応募事業者は東北電力と工事費負担金契約を締結し、事業を取り止める・辞退する場合であっても工事費負担金相当を負担いただくこととしてはどうか。

(工事費増加時の取り扱い)

- 工事費増加時の取り扱いは、託送供給等約款に基づき、「工事完成後にすみやかに精算」するものである。
- なお、業務規程第63条に基づく広域系統整備計画の変更により、工事費に大幅な変動が生じる場合には、工事費負担金契約の見直しが必要となる場合がある。

1. 契約事項の方向性

(2) 電気供給事業者からのご意見

- 前回委員会において、費用負担割合の同意確認の法的拘束力等についてご意見をいただき、検討してきた。
 - ✓ 今回の費用負担割合の同意は、広域系統整備計画決定時の工事費負担金契約締結を約束するものであるため、工事費負担金契約の契約事項を合わせて検討を進めてきた。
 - ✓ また、同意確認文書は応募事業者へ意見照会してはとの意見をいただき、全ての応募事業者及び一般送配電事業者と意見交換を実施した。
 - ✓ このとき、一部の応募事業者から、発電所建設が最終決定に至っていない現時点で、辞退する場合であっても工事費負担金相当の負担を求められると、応募を取り下げざるを得ないとの意見があった。
 - ✓ これは、発電所建設の工期と連系線増強(大規模系統整備)の工期が合わないという根本的な課題が背景である。
- 現時点での応募容量の減少は、全事業者の特定負担、一般負担に影響する。
- また、応募容量が大きく減少した場合には、基本要件まで立ち戻った再検討が必要となり、当該広域系統整備の決定は、来年度以降となる可能性がある。
- このため、全体プロジェクトの円滑な推進を図るため、工事着手後2年間(実施案で示された工程では、調査測量、地権者との立入交渉～取得・補償交渉等を実施)おける、応募事業者が工事費負担金契約を締結後に辞退する場合の取り扱いを設けることとしたい。

2. 応募を辞退した場合の取り扱い

(1) 応募辞退時に支払う実費の原則

- 本広域系統整備は、系統増強後に拡大する運用容量を活用したい複数の応募事業者がそれぞれ応分の負担をすることを前提としている。
- 複数の応募事業者がいるため、そのうち1社が辞退したとしても、他の応募事業者が応募を継続する限り、直ちに本広域系統整備が取りやめとなるものではなく、辞退者が支払う予定であった費用の取り扱いについて整理が必要となる。
- 辞退者が出たことにより、応募を継続する他の応募事業者の特定負担及び一般送配電事業者の一般負担を安易に増加することは適当でないため、辞退者は天変地異による場合を除き、**原則、「完成した設備に対する各事業者の費用負担割合に応じた実費」**※（当該応募事業者の特定負担相当額）を支払うものとし、当該事業者の特定負担であった費用に充当することとする。
 - ※ 天変地異（大規模な自然災害、テロ・戦争）を理由とした辞退については、別途、申し出に基づき委員会において理由を確認した上で、辞退に伴う費用負担不足分や精算の扱いについて議論し決定することとする。
- これにより、応募事業者の辞退が生じても、応募を継続する他の応募事業者の特定負担及び一般送配電事業者の一般負担は影響を受けない。
- なお、辞退した場合であっても、工事竣工後、すみやかに工事实績にもとづき精算する。

2. 応募を辞退した場合の取り扱い

(2) 着手後2年間の例外措置の必要性

- 一方、辞退する場合にも工事費負担金相当の全額負担を求めることは、応募事業者にとって高いハードルとなり、費用負担割合案の同意確認時における応募取り下げ(応募電力量の減少)及びこれに伴う特定負担額・一般負担額の上昇や広域系統整備計画決定の遅延がリスクとして想定される。
- 着手後2年間であれば、実施案で示された工程において、調査測量、地権者との立入交渉や取得・補償交渉等を実施している予定であり、送電線用地取得が始まる3年目以降と比較すれば、辞退による計画変更が仮にあっても本広域系統整備に与える影響は抑えられる。
- このため、辞退時の取扱いを明確化した上で、着手後2年間の辞退について、例外措置を設けることとする(次頁)。
- しかし、仮に着手後2年間に辞退者が現れた場合には他の応募事業者の特定負担及び一般送配電事業者の一般負担に影響するため、広域機関は電源の再募集などを行い、辞退に伴う影響の軽減を図る。
- また、この場合には、当委員会において広域系統整備計画を再度検討し、費用負担候補者(応募事業者(例外措置により辞退した応募事業者を除く)および一般送配電事業者)に対し、新たな費用負担割合について同意確認を行う。

2. 応募を辞退した場合の取り扱い

(3) 例外措置における負担

- 2年間の例外措置においては、辞退時の精算を確実に行う観点から、後述の「分割払い協議の条件」手続きを経た後、全ての応募事業者は工事費負担金の10%※1を工事着手までに支払うこととする。

※1 特定負担試算値(382億円程度)×10%=38億円程度

- これは、着手後2年間の広域系統整備全体の概算工事費は20億円程度(東北電力の実施案による)から、原状回復等に係わる費用等を勘案し、同程度である。
- 10%という水準は、以下の事例と比較しても、電源建設の意思を一定程度以上有している事業者であることが確認でき、かつ、一般的な解約時の取り扱いと同程度である。
 - ✓ 公共工事標準請負契約約款(中央建設業審議会、平成22年7月26日改正)第47条第2項の規定における[注]において、違約金が10%と例示されていること。
 - ✓ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関して示されているガイドライン(契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—)(内閣府、平成27年12月18日施行)では、違約金を10~20%と例示していること。
 - ✓ 不動産売買における手付金は、5~10%程度であること。
 - ✓ 当機関が実施する電源接続案件募集プロセスでは、入札保証金として、入札負担金単価[円/kW]×最大受電電力[kW]×5%を用いていること。
- なお、例外措置により着手後2年間に辞退する場合は、この「工事着手前に支払われた工事費負担金の10%」と、次頁に示す「当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費」(詳細は12頁参照。)を比して、いずれか大きい方の額を負担するものとして精算する。
- ただし、再度の費用負担割合の案への同意の意思確認に際し、当該事業を辞退する旨を申し出た応募事業者は、「当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費」のみとする。

2. 応募を辞退した場合の取り扱い

(4) 例外措置による支払いの充当先

- 本広域系統整備において応募を辞退した場合に支払う実費の原則として、辞退者が出たことにより、応募を継続する他の応募事業者の特定負担及び一般送配電事業者の一般負担を安易に増加することは適当でないことから、辞退者は天変地異による場合を除き、原則、「完成した設備に対する各事業者の費用負担割合に応じた実費」(当該応募事業者の特定負担相当額)を支払うものとし、当該事業者の特定負担であった費用に充当することとしている。
- 例外措置により着手後2年間に辞退が生じた場合、辞退した応募事業者の負担を軽減しているため、広域系統整備を継続するためには、当該事業者の特定負担であった費用を他事業者により充当する必要がある。
- しかし、辞退した応募事業者の当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費(設備増強内容の見直し等により不要となった設備に要した費用を含む。以下同様。詳細は次頁参照。)を応募を継続する応募事業者又は一般送配電事業者が負担することは適当ではない。
- また、応募事業者の辞退により、設備増強内容の見直しが発生する場合があります。今回の費用負担割合案の同意確認時と比較すれば、応募を継続する事業者及び一般送配電事業者の費用負担は増加する可能性がある。
- そこで、辞退した応募事業者の負担を、以下の優先順位により充当する。
 - ① 辞退した応募事業者の「当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費」。
 - ② 今回の費用負担割合の考え方により辞退者を除いて費用負担額を再計算し、今回の費用負担割合案の同意確認時と比較して、負担が増加した応募事業者及び一般送配電事業者の負担部分(負担増加量に応じて配分)。

- 着手後2年間の例外措置により辞退を申し出た応募事業者(以下、「第一辞退者」という。)の「当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費」は、当該広域系統整備計画の変更までに生じた以下の合計額とする。
 - (i) 第一辞退者の解約のみを原因として不要となった実施済み工事に係る実費(原状回復費用を含む。)
 - (ii) 後続辞退者(再度の費用負担割合の案への同意の意思確認に際し、当該事業を辞退する旨を申し出た者を言う。以下同じ。)の解約に伴い不要となった実施済み工事(第一辞退者の解約のみを原因として不要となった実施済み工事は除く。)に係る実費(原状回復費用を含む。)のうち、第一辞退者が負担すべき費用(第一辞退者と後続辞退者の希望していた電力取引量に基づき按分)
 - (iii) 実施済み工事((i)及び(ii)を除く。)のうち第一辞退者の費用負担割合で負担すべきとされた実費
- 後続辞退者の「当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費」は、当該広域系統整備計画の変更までに生じた以下の合計額とする。
 - (i) 後続辞退者の解約に伴い不要となった実施済み工事(第一辞退者の解約のみを原因として不要となった実施済み工事は除く。)に係る実費(原状回復費用を含む。)のうち、後続辞退者が負担すべき費用(第一辞退者と後続辞退者の希望していた電力取引量に基づき按分)
 - (ii) 実施済み工事((i)を除く。)のうち後続辞退者の費用負担割合で負担すべきとされた実費

2. 応募を辞退した場合の取り扱い

(5) 広域系統整備計画が中止された場合

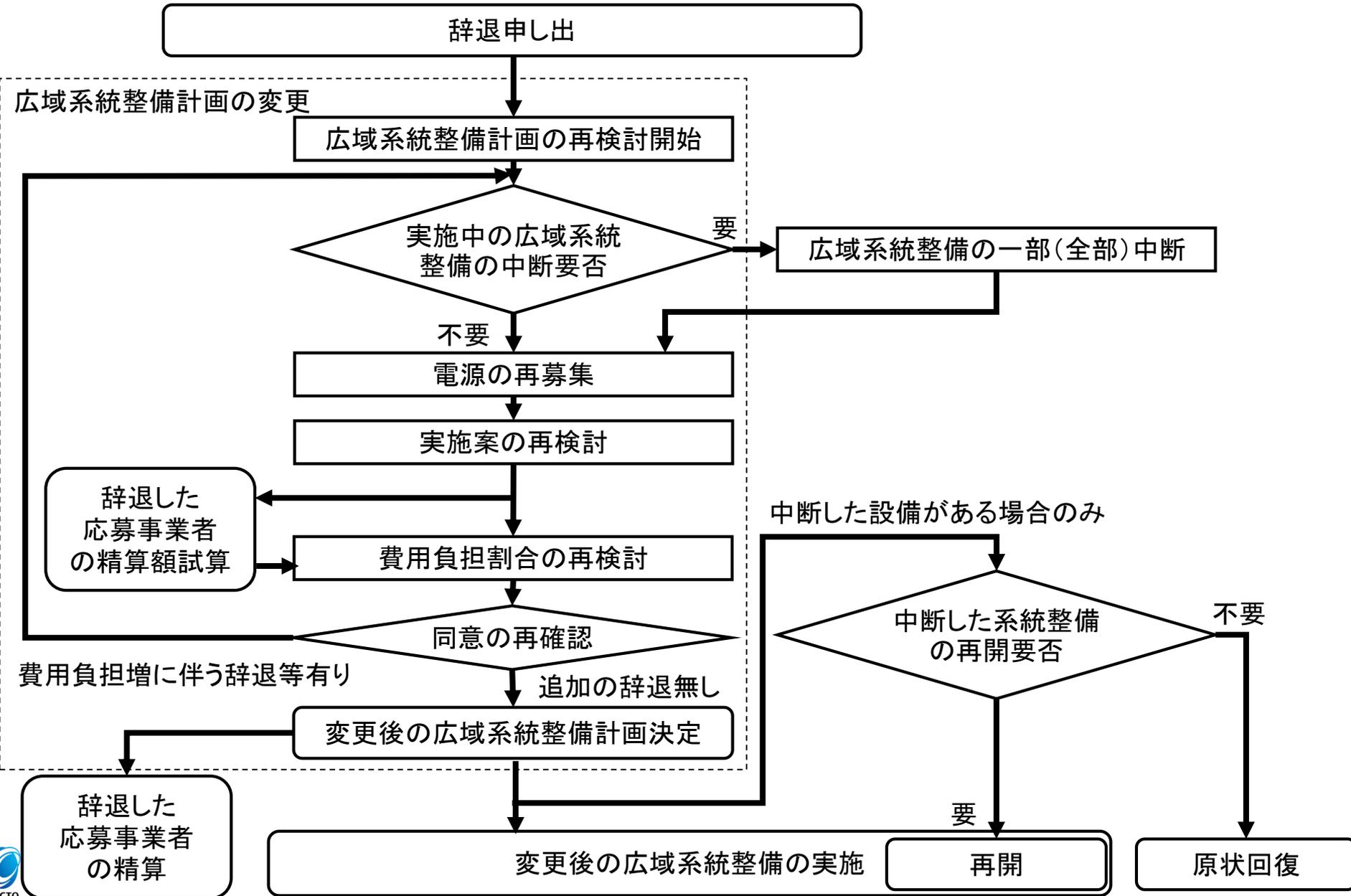
- 広域系統整備が中止された場合であって、辞退した応募事業者（第一辞退者及び後続辞退者、以下同様。）による負担額が、当該広域系統整備計画の変更までに生じた実費を超過した場合には、超過額を辞退した応募事業者へ精算する。

3. 着手後2年間における辞退に伴う広域系統整備計画の再検討

(1) 概要

- 例外措置による着手後2年間の辞退が生じた場合には、以下により広域系統整備計画の変更について検討する。
 - ① 応募事業者は東北電力と工事費負担金契約を締結した後、本広域系統整備の着手(H29年4月予定)から2年間以内※1に辞退を表明。
※1 平成31年3月29日とする。
 - ② 広域機関は、応募を継続する事業者への影響を回避するため、速やかに実施中の広域系統整備の中断要否※2を判断する。
※2 広域機関が、工期への影響や残った電源のみでも必要か否か等により、速やかに判断する。再募集結果によっては、変更後の計画決定時に再開もあり得るものであり、工事の取り止めではない。
 - ③ 広域機関は、東北東京間連系線を利用する電気供給事業者の再募集により、他の応募事業者及び一般送配電事業者の負担増の抑制を図る。
 - ④ 広域機関は、③による再募集結果を踏まえて、当委員会で議論し、広域系統整備計画を変更する。
 - ⑤ 広域系統整備計画の変更時には、費用負担割合についても再度議論し、その結果に基づき、再募集電源を含む応募事業者(①で辞退を申し出た応募事業者を除く)および一般送配電事業者に再度同意確認を行う(全ての費用負担候補者から同意を得た場合に決定。不服がある費用負担候補者が再検討を要請した場合等は再検討)。
 - ⑥ 広域系統整備計画決定後すみやかに、応募を辞退した電源は、費用を精算する。
- なお、広域系統整備計画の変更に伴う地元自治体等に対する説明対応については、広域機関としても東北電力に全面的に協力する。

3. 着手後2年間における辞退に伴う広域系統整備計画の再検討 (2)再検討の流れ(イメージ)



(3) 留意事項

- このような着手後2年間の例外的措置は、今回の東北東京間連系線の事情に応じたものであり、今後の案件は事案に応じて設定の要否を判断すべきである。

4. 分割前払い協議の条件

(1) 前回委員会までに示した方向性等

- 事業実施主体である東北電力から、応募事業者との契約協議等の遅延は工事完了時期の遅延につながるリスクであるとして、当委員会で議論を求められ、前回までの委員会で、工事費負担金の支払方法(分割前払い協議の条件)について契約の方向性を示した。

(工事費負担金の支払方法)

工事費負担金の支払は、工事着手までに一括払いを原則とし、金融機関の債務保証がある場合に、分割前払いを東北電力と協議できる。

- この方向性は、複数の応募事業者が参画するプロジェクトであることを考慮し、ある応募事業者の不払いが、他の応募事業者及び一般送配電事業者に影響を与えないよう検討したもの。
- 一方、前回委員会では、「信用力のある親会社から保証してもらうことも1つの案だと思っている」、「外部格付けがある一定以上の人から保証をもらう。万一、格付けが下がった時には別の保証を差し入れて頂く形で、期間による信用力に変化を担保することもできるので、必ずしも金融機関に限らないという方法もある」旨のご意見があり、今回改めて検討した。
- また、応募事業者の事情を踏まえ、着手後2年間に辞退する場合に限る例外措置を設けることをご議論いただいた。

4. 分割前払い協議の条件

(2) 着手後2年間に辞退する場合の例外措置に伴う見直し

- 着手後2年間に辞退する場合は例外措置が適用されることから、応募事業者が希望する場合には、金融機関の債務保証がなくとも、「全体工事費の費用負担割合に応じた特定負担額の一括払い」ではなく、以下による分割前払いができる取扱いとしてはどうか。

(見直し案)

- ✓ 応募辞退の例外措置に伴い、計画着手前に特定負担額の10%を一括前払いで支払うこと。
 - ✓ 残りの特定負担額分について、3年目以降の特定負担額分については、3年目に至る前までに原則一括前払いとし、平成31年1月29日までに、金融機関の債務保証相当(次頁参照)を東北電力株式会社に対して示したときは、3年目以降の分割前払いを協議できることとする。
- ただし、上記扱いにかかわらず、引き続き計画着手前の全額一括前払いも可能とする。

4. 分割前払い協議の条件

(3) 金融機関の債務保証相当

- 前回委員会で、信用力のある親会社から保証してもらうなど、金融機関の債務保証に限る必要は無いのではとのご意見を頂いた。
- 金融機関相当の信用力のある親会社等からの保証については、社会通念上、金融機関の債務保証相当とみなせると考えられる。
- 具体的には、下表に示すような都市銀行5行と同等以上の長期格付を得ている親会社等による債務保証の差し入れ等を参考に、東北電力株式会社が適当と認める金融機関の債務保証に相当する信用補完を得たことを証する文書とする。

	格付投資情報センター(R&I)	Moody's
みずほ銀行	AA-	A1
三菱東京UFJ銀行	AA-	A1
三井住友銀行	AA-	A1
りそな銀行	A+	A2
埼玉りそな銀行	A+	A2

- 特定負担者に対する費用負担割合の同意確認文書は、別紙1のとおりとする。
- 同意確認の期間は10月7日～11月2日とする。
- 特定負担者には、費用負担割合の同意について回答いただくとともに、本委員会にてご議論いただいた工事費負担金契約の契約事項について記した誓約書を差し入れていただくこととする。

■ 第16回広域系統整備委員会で示したスケジュールから、朱記箇所を変更する。

時期	現計画(第15回委員会)	変更後
8月	下旬頃 (短工期対策)落札候補者決定・通知	同左
	31日 広域系統整備委員会(今回) (恒久対策)実施案・費用負担割合(案)最終検討	同左
9月	9日 評議員会 (恒久対策)実施案・費用負担割合(案)審議	同左
	14日 理事会 (恒久対策)実施案・費用負担割合(案)決定	14日 10月7日 理事会 (恒久対策)実施案・費用負担割合(案)(特定負担分)決定
	9月中旬頃～10月上旬頃 (恒久対策)各事業者 費用負担割合(案)同意確認 (短工期対策)落札候補者 費用負担同意確認	9 10月 14 7日～ 10 11月 13 2日 (恒久対策)応募者等 費用負担割合(案)同意確認 (短工期対策)落札候補者 費用負担同意確認
	下旬 広域系統整備委員会	10月7日同左
10月	中旬頃 (短工期対策)繰上げ対象事業者への費用負担同意確認	11月上旬頃同左
	下旬 広域系統整備委員会 広域系統整備計画検討	下旬 広域系統整備委員会 (恒久対策)費用負担割合(案)(一般負担分)試算等
	下旬 理事会 広域系統整備計画決定・公表、短工期対策落札者決定・通知	10 月下旬11月～12月 東北電力と応募者等との契約準備
11月	11月～H29年3月 東北電力と応募者等との契約等	上 下旬 理事会 (恒久対策)費用負担割合(案)(一般負担分)決定
		11月 上 下旬～12月 上 下旬 (恒久対策)一般送配電事業者 費用負担割合(案)同意確認
		下旬 広域系統整備委員会 (恒久対策)費用負担割合(案)(一般負担分)試算等報告
12月		下中旬 広域系統整備委員会
		下中旬 理事会 広域系統整備計画決定・公表、短工期対策落札者決定・通知
1月		1月～3月 東北電力と応募者等との契約・工事費負担金支払等
4月	広域系統整備計画着工	同左

Ⅱ. 今後の予定

時期		内容
H28年	10月	10月7日 広域系統整備委員会
		10月7日～11月2日 <u>(恒久対策)応募者等 費用負担割合(案)同意確認</u> <u>(短工期対策)落札候補者 費用負担同意確認</u>
	11月	11月～12月 <u>東北電力と応募者等との契約準備</u>
		下旬 理事会 <u>(恒久対策)費用負担割合(案)(一般負担分)決定</u>
		11月下旬～12月下旬 <u>(恒久対策)一般送配電事業者 費用負担割合(案)同意確認</u>
	12月	下旬 広域系統整備委員会 (恒久対策)費用負担割合(案)(一般負担分)試算等(報告)
下旬 理事会 <u>広域系統整備計画決定・公表、短工期対策落札者決定・通知</u>		
H29年	1月	1月～3月 <u>東北電力と応募者等との契約・工事費負担金支払等</u>
	4月	広域系統整備計画着工